



監査の結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、大崎市監査基準により監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

令和5年8月29日

大崎市監査委員 門脇喜典
大崎市監査委員 伊藤玲子
大崎市監査委員 只野直悦



記

第1 監査の種類
財政援助団体等に対する監査

第2 監査の対象とした団体等

財政援助団体等名称	区分（指定管理施設名／補助金名）
上野目自治協議会	公の施設の指定管理者 （上野目地区公民館，岩出山屋内運動場）
まやま自治会	公の施設の指定管理者 （真山地区公民館（真山活性化センター）， 真山ふるさと交流農園，真山屋内運動場）
岩出山地域づくり委員会	公の施設の指定管理者 （岩出山地区公民館（有備館駅前住民協働館）） 補助金等の財政的援助団体 （生活支援体制整備事業交付金）
西大崎地域自治協議会	公の施設の指定管理者 （西大崎地区公民館） 補助金等の財政的援助団体 （児童健全育成助成事業補助金）
株式会社 一ノ蔵	公の施設の指定管理者 （松山酒ミュージアム，松山華の蔵） 補助金等の財政的援助団体 （中小企業・小規模企業者等省電力設備導入支援 補助金）

第3 監査の着眼点

団体への財政援助に係るものの出納及びその他の事務の執行

第4 監査の主な実施内容

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの財政的援助に係るものの出納その他の事務に関する財務書類を対象に、必要に応じて対象団体担当者等の説明を聴取する等により、実施している事業が目的に沿って適正に執行されているか、会計経理等が適正に行われているかという観点から、試査による監査を実施した。

第5 監査の実施期間

令和5年6月13日(火)、14日(水)及び16日(金)

別紙「定期監査報告書」(監査対象団体ごと)のとおり

第6 監査の結果

財政的援助に係るものの出納その他の事務の執行状況については、おおむね適正に事務処理されていると認められた。

なお、このほか事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査実施の際に団体担当者等に口頭で改善を求めたので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

監査報告書

(地方自治法第199条第7項に定める財政援助団体等に対する監査)

1 監査の期日及び対象

監査の期日	監査の対象	備考
令和5年 6月13日(火)	上野目自治協議会 公の施設の指定管理者 (上野目地区公民館, 岩出山屋内運動場)	担当所管課 教育部岩出山公 民館

2 監査の対象とした事項及び範囲等

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに執行された公の施設の指定管理者制度に基づく管理受託に係る出納その他の事務について、提出及び提示された財務書類を監査した。

3 監査の結果

指定管理に係る出納その他の事務については、おおむね適正に事務処理されていると認められたが、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査実施の際に団体担当者等に口頭で補完等を求めたほか、担当所管課所属長等に別途通知し、改善を求めている。

監査報告書

(地方自治法第199条第7項に定める財政援助団体等に対する監査)

1 監査の期日及び対象

監査の期日	監査の対象	備考
令和5年 6月13日(火)	まやま自治会 公の施設の指定管理者 (真山地区公民館(真山活性化センター), 真山ふるさと交流農園, 真山屋内運動場)	担当所管課 教育部岩出山公 民館

2 監査の対象とした事項及び範囲等

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに執行された公の施設の指定管理者制度に基づく管理受託に係る出納その他の事務について、提出及び提示された財務書類を監査した。

3 監査の結果

指定管理に係る出納その他の事務については、おおむね適正に事務処理されていると認められたが、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査実施の際に団体担当者等に口頭で補完等を求めたほか、担当所管課所属長等に別途通知し、改善を求めている。

監査報告書

(地方自治法第199条第7項に定める財政援助団体等に対する監査)

1 監査の期日及び対象

監査の期日	監査の対象	備考
令和5年 6月14日(水)	岩出山地域づくり委員会 公の施設の指定管理者 (岩出山地区公民館(有備館駅住民協働館)) 補助金等の財政的援助団体 (生活支援体制整備事業交付金)	担当所管課 教育部 岩出山公民館 民生部 社会福祉課

2 監査の対象とした事項及び範囲等

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに執行された公の施設の指定管理者制度に基づく管理受託及び大崎市が補助金等の財政的援助を行っていたものに係る出納その他の事務について、提出及び提示された財務書類を監査した。

3 監査の結果

指定管理及び補助金等に係る出納その他の事務については、おおむね適正に事務処理されていると認められたが、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査実施の際に団体担当者等に口頭で補完等を求めたほか、担当所管課所属長等に別途通知し、改善を求めている。

監査報告書

(地方自治法第199条第7項に定める財政援助団体等に対する監査)

1 監査の期日及び対象

監査の期日	監査の対象	備考
令和5年 6月14日(水)	西大崎地域自治協議会 公の施設の指定管理者 (西大崎地区公民館) 補助金等の財政的援助団体 (児童健全育成助成事業補助金)	担当所管課 教育部 岩出山公民館 民生部 子育て支援課

2 監査の対象とした事項及び範囲等

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに執行された公の施設の指定管理者制度に基づく管理受託及び大崎市が補助金等の財政的援助を行っていたものに係る出納その他の事務について、提出及び提示された財務書類を監査した。

3 監査の結果

指定管理及び補助金等に係る出納その他の事務については、おおむね適正に事務処理されていると認められたが、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査実施の際に団体担当者等に口頭で補完等を求めたほか、担当所管課所属長等に別途通知し、改善を求めている。

監査報告書

(地方自治法第199条第7項に定める財政援助団体等に対する監査)

1 監査の期日及び対象

監査の期日	監査の対象	備考
令和5年 6月16日(金)	株式会社 一ノ蔵 公の施設の指定管理者 (松山酒ミュージアム, 松山華の蔵) 補助金等の財政的援助団体 (中小企業・小規模企業者等省電力設備導入支 援補助金)	担当所管課 松山総合支所 地域振興課 産業経済部 産業商工課

2 監査の対象とした事項及び範囲等

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに執行された公の施設の指定管理者制度に基づく管理受託及び大崎市が補助金等の財政的援助を行っていたものに係る出納その他の事務について、提出及び提示された財務書類を監査した。

3 監査の結果

指定管理及び補助金等に係る出納その他の事務については、おおむね適正に事務処理されていると認められたが、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査実施の際に団体担当者等に口頭で補完等を求めたほか、担当所管課所属長等に別途通知し、改善を求めている。